

# 事業場内の最低賃金引上げに取り組む

## 中小企業事業主の皆様へ支援事業（業務改善助成金）のご案内

◎事業場内の最低賃金の引上げに取り組む中小事業主の皆様には以下の支援事業を実施していますのでご利用ください。



### 業務改善助成金の支給

- ① 事業場内の最低賃金〔時間給（又は時間換算額）800円未満の労働者の賃金〕を40円以上引き上げた場合、業務改善の経費の1/2を助成します。（最大100万円）
- ② 時間給（又は時間換算額）800円未満の10人以上の労働者の賃金額を60円以上引き上げた場合においては、人数に応じて業務改善経費の一部を助成します。  
なお、助成率は従来〔助成率1/2（企業規模30人以下の小規模事業者は3/4）〕と変わりません。

労働者の人数により  
10～14人 130万円  
15～19人 140万円  
20人以上 150万円

#### 〔業務改善事例〕

- ①リフト付き特殊車両を導入し、介護サービス利用者を送迎する時の負担軽減を図り、より付加価値の高い別の業務に人員を配置した。（介護事業）
- ②化粧品サンプル製造を多くの手作業で行ってきっていたが、作業をより早く、正確かつ安全に行うため注入機を購入し、作業効率が向上できた。（製造業）
- ③販売管理システムの導入により、各顧客の売掛状況、請求書、見積書等が一括入力でき、作業効率が向上できた。（小売業）

### 【問い合わせ先】

長野労働局労働基準部 賃金室  
TEL 026-223-0555

※ 業務改善助成金の詳しい内容、申請書の様式は、長野労働局のHP「業務改善助成金のご案内」に掲載しています。

### ワン・ストップ無料相談

- ① 最低賃金の引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度の見直しも必要になることがあります。
- ② こういった中小企業が抱える様々な経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため専門家派遣・相談等に無料で対応しています。なお、相談等における企業・個人情報等は厳守されます。

経営に関する相談例	労務管理に関する相談例
◎ 販路開拓	◎ 賃金・退職金・労働時間の見直し
◎ 新規事業	◎ 就業規則の改正
◎ 技術指導	◎ 高齢者雇用
◎ 資金調達	◎ 労働安全衛生対策
◎ マーケティングなど	◎ 人材育成など

### 【問い合わせ先】

#### ◎全国最低賃金総合電話相談センター

- ※ 月～金曜日 午前9時～午後5時
- ※ Tel フリーダイヤル 0120-311-615
- ※ ホームページからメール相談できます。日中は業務により相談ができない事業主も相談が可能となります。  
<http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

#### ◎長野県最低賃金総合相談支援センター

- ※ 長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館 4F
- ※ 原則 月・水・金曜日 午前9時～午後5時
- ※ Tel(026) 228-1171
- ※ ホームページ <http://www.alps.or.jp/>
- ※ メールアドレス [chuokai@alps.or.jp](mailto:chuokai@alps.or.jp)

